

大阪府立図書館 保存活用方針

大阪府が所有する重要文化財（建造物）である『大阪府立図書館』においては、外部有識者により、平成5年3月『新中之島図書館の機能と施設について（報告）』及び平成25年12月『大阪府立中之島図書館のあり方検討タスクフォース（報告）』の検討を重ねてきたところである。

今般、申請する『大阪府立図書館』の保存活用指針については、本府における喫緊の政策的課題として、館内の部分改修を実施する上で必要な保存活用に関する指針を定め、当館の価値を明らかにするものである。

1 重要文化財（建造物）の指定範囲

指定書（庁保第66号）の記載

大阪府立図書館 三棟 本館及び左右翼よりなる

- ・本館 煉瓦及び石造、建築面積655.1平方メートル、
三階建、中央円屋根付、銅板葺（事務所及び閲覧室部分の内装を除く。）
- ・左右翼 各煉瓦及び石造、建築面積310.5平方メートル、
三階建、銅板葺（内装を除く。）

なお、内装を除く範囲については、文化庁協議並びに現地調査に基づき中央ホールと三階記念室を除く範囲とする。（別図）

2 保存管理の状況

① 保存の状況

明治37年の本館建設以降、図書館機能の拡充のため大正5年に2号書庫棟、同11年に本館南北に両翼棟を増築した。以後も書庫棟、事務棟の増築等を行い、機能の充実を図ってきた。また、図書館として求められる社会的要請に対応するため内部の改造の他、破損部位の修繕を逐次実施してきた。昭和49年には図書館の建築的価値が評価され、国指定重要文化財に指定されたところである。

当館敷地の地盤に関して、昭和62年度に京都大学教授金多潔博士により実施された現況調査により、わずかながら不同沈下を生じていること、当初の設定を超えた荷重により閲覧室の床がほぼ限界に達しているとのこと指摘を受けた。また、平成21年度に国庫補助事業として公益財団法人文化財建造物保存技術協会による耐震診断を実施した結果、建物壁頂部分での水平剛性の不足と壁面外への破壊の危険性が確認され、河川に囲まれた立地から地盤の液状化の可能性が問題視されるとの報告があった。この結果を受け、平成23年度より国庫補助を得て、3ヶ年度の継続事業として耐震補強工事に着手した。同工事により、問題視された壁頂部は鉄骨を用いて補強を行い、併せて建物内外に地盤改良杭を連続して設けることで地中の水分の動きを封じ、液状化を防止することとした。平成26年12月をもって耐震補強工事は完了したところである。

当館建造物に関しては、基礎、軸部とも概ね適切な保存状態におかれており、建造物自体に深刻な破損等は認められない。軽微な破損等については、文化庁の指導によ

り適切な修理・修繕を行い、保存・保全を行ってきたところである。

また、当館敷地内に存する重要文化財以外の建造物等に関する耐震補強については、本府策定の「公共建築物の耐震補強計画」に基づき平成26年度に設計業務を行い、設計完了後、指定建造物を含めた図書館全体の耐震性能を向上させていく予定である。

② 管理の状況

府が管理責任を有し、日常管理・点検等は、府が委託する事業者が行っている。

3 保存活用の方針

大阪府立図書館では、その意匠に於いて文化財価値を有している部分を保存するとともに、保存活用等の為に整備する部分についても、建築当初の時代性と様式を考慮し、社会的要請に応じた図書館機能の充実を図りながら、指定建造物である文化財の保存を行う。

保存管理の区分については、以下のように分類した。(保存管理区分図)

- ① 保存部分 文化財としての価値を有する部分で、原則として主要な構造及び外壁はこれに該当する。

主に基準1から基準2に該当する部位により構成される。

- ② 保全部分 建築物として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により文化財としての原状が失われている部分、保存活用において現状に復する部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分を含む。

主に基準3から基準4に該当する部位により構成される。

- ③ その他の部分 活用又は安全性の向上のため改修などを行う。

主に基準4または基準5に該当する部位により構成される。

また、各区分を構成する部位の設定については、別紙1 表1の基準であると判断した。

各基準の設定については、時代区分及び工事概要については、資料確認した上で、公益財団法人文化財建造物保存技術協会の立会・助言を受け、別紙1 表2のとおり設けた。今回申請対象とする箇所配置については、別紙2 申請対象配置図に示した。

本方針の実施にあたり、重要文化財建造物に指定された当館を後世に継承すべく、保護の方針に即した保存保全に努めるとともに、社会的な要請に従い改修を行う場合においても、可逆性に配慮した措置を取る等、その価値を損なう事のないよう努めるものである。

表1

部分	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分 (主に基準1・2)	保全部分 建築体としての維持及び保全が必要とされる部分 (主に基準3・4)	その他部分 活用又は安全性向上の為改修を行う部分 (主に基準4・5)
部位			
基準 1 材料自体の保存を行う部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造にかかる部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造にかかる部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造にかかる部位
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準 3 主たる形状及び色彩を保存する部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
基準 4 修理・改造等の変更に伴って意匠上の配慮を必要とする部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位
基準 5 所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位

表2

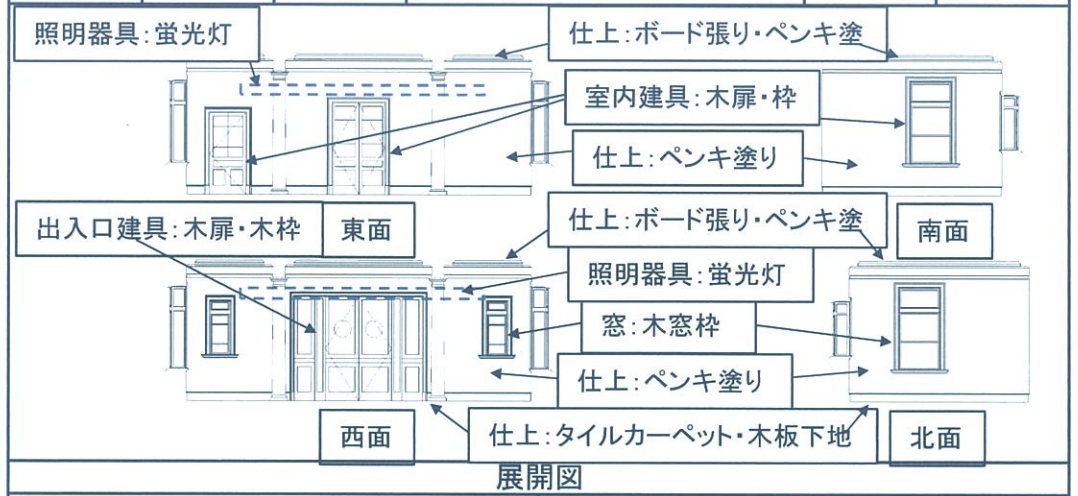
時代区分		竣工・増築	工事概要
1	明治37年	本館竣工	本館 煉瓦及び石造3階建 書庫 煉瓦造及び石造5階建 便所 煉瓦造平屋建
2	大正5年	2号書庫 書庫渡廊下	煉瓦造5階建 鉄筋3階建
3	大正11年	増築左右翼竣工	煉瓦造及び石造3階建
4	昭和2年	3号書庫増築 同渡廊下	鉄筋コンクリート造5階建 鉄筋コンクリート造5階建
5	昭和26年	南・北渡廊下、便所増築	RC2階建
6	昭和31年	別館建設	
7	昭和32年	便所他補修工事	衛生設備他改修
8	昭和35年	第1期改装工事 事務棟建設	全体内装改修 設備工事 含む RC5階建
9	昭和36年	第2期改装工事 食堂・EV・昇降路等増築	全体改修 設備工事含む
10	昭和42年	北渡り廊下増築	
11	昭和44年	電気室等増築工事	
12	昭和55年	中央ドーム飾り樋修理	
13	平成元年	外壁補修工事	
14	平成6年	正面玄関袖石補修工事	
15	平成8年	図書館改修工事・ 中央ドーム飾り樋修理	全体改修
16	平成11年	中央ドーム飾り樋修理	
17	平成12年	中央ドーム飾り樋修理	
18	平成20年	ドーム屋根飾り樋等改修工事	
19	平成24年	耐震改修工事	

室利用の変遷 改修前

改修後

室名称	玄関	閲覧室	エントランス
部分の設定	重要文化財	重要文化財	重要文化財
部分	内部	内部	内部

部位	基準	現状・摘要	時代区分	補修内容
1. 床	仕上	タイルカーペット	9	
	下地	木板下地	9	
2. 壁	仕上	ペンキ塗り	9	
	出入口建具	木扉	1	
	出入口建具	木枠	1	
	室内建具	木扉	4	
	室内建具	木枠	4	
	窓	木窓枠	1, 9	補修、塗装
	幅木	木幅木	1, 4	補修、塗装
3. 天井	仕上	ボード張り	9	
	仕上	ペンキ塗り	4	
	照明器具	蛍光灯	9	



展開図



西面

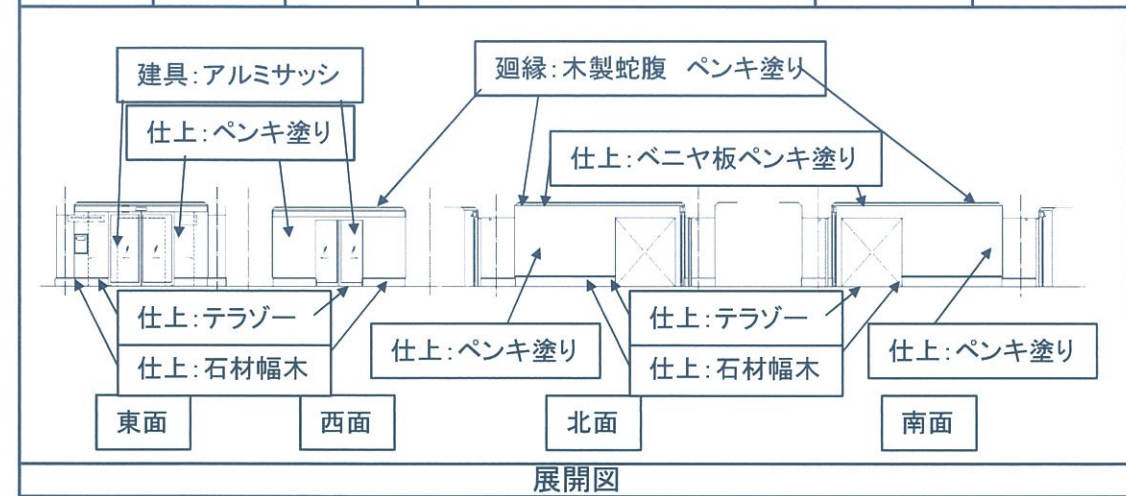
北面

室利用の変遷 改修前

改修後

室名称	下足預所	玄関ロビー	玄関ロビー
部分の設定	重要文化財	重要文化財	重要文化財
部分	内部	内部	内部

部位	基準	現状・摘要	時代区分	補修内容
1. 床	仕上	テラゾー研ぎ出し	1	
2. 壁	仕上	ペンキ塗り	9	
	出入口建具	アルミ製框戸引分け自動扉	9	
	出入口建具	アルミ製框戸引分け自動扉	9	
	幅木	石材幅木	1	
3. 天井	廻縁	木製蛇腹 ペンキ塗り	9	
	仕上	ペンキ塗り	9	
	下地	ベニヤ板	9	
	照明器具	蛍光灯	9	



展開図



西面

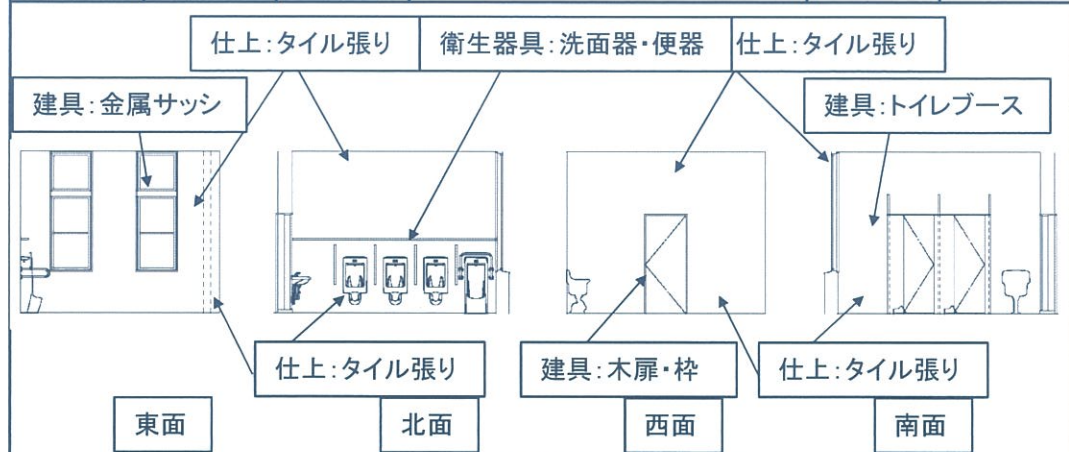
東面

室利用の変遷 改修前

改修後

室名称	閲覧事務室	2階男子トイレ	2階男子トイレ
部分の設定	指定なし	指定なし	指定なし
部分	内部	内部	内部

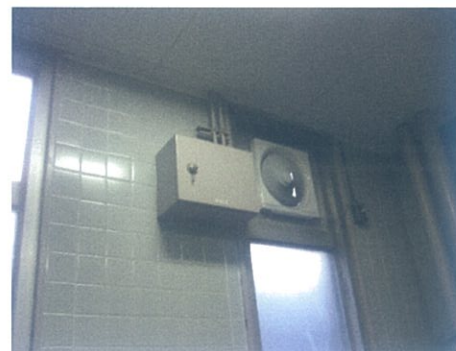
部位	基準	現状・摘要	時代区分	補修内容
1. 床	仕上	5 タイル張り	3	
2. 壁	仕上	5 タイル張り	3	
	衛生器具	5 洗面器・便器	9	
	建具	5 トイレブース	3	
	建具	5 木扉	3	
	建具	5 木枠	3	
	建具	5 金属サッシ	3	
3. 天井	仕上	5 ボード張り	3	
	照明器具	5 蛍光灯	9	



展開図



北面



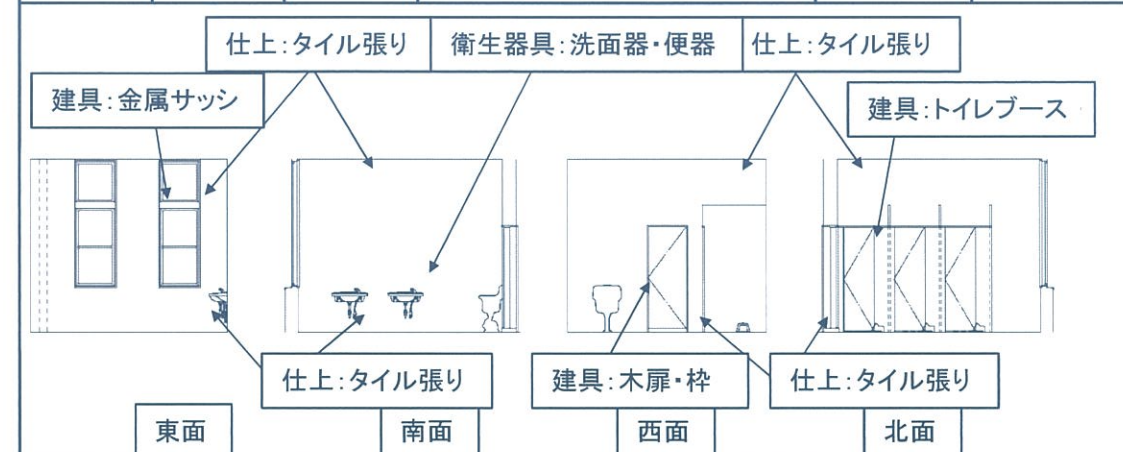
東面

室利用の変遷 改修前

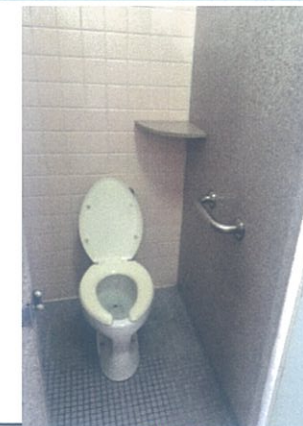
改修後

室名称	特許室	2階女子トイレ	2階女子トイレ
部分の設定	指定なし	指定なし	指定なし
部分	内部	内部	内部

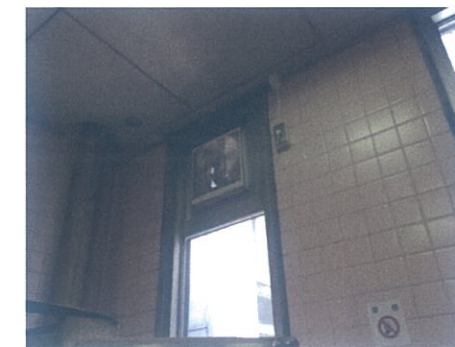
部位	基準	現状・摘要	時代区分	補修内容
1. 床	仕上	5 タイル張り	3	
2. 壁	仕上	5 タイル張り	3	
	衛生器具	5 洗面器・便器	9	
	建具	5 トイレブース	3	
	建具	5 木扉	3	
	建具	5 木枠	3	
	建具	5 金属サッシ	3	
3. 天井	仕上	5 ボード張り	3	
	照明器具	5 蛍光灯	9	



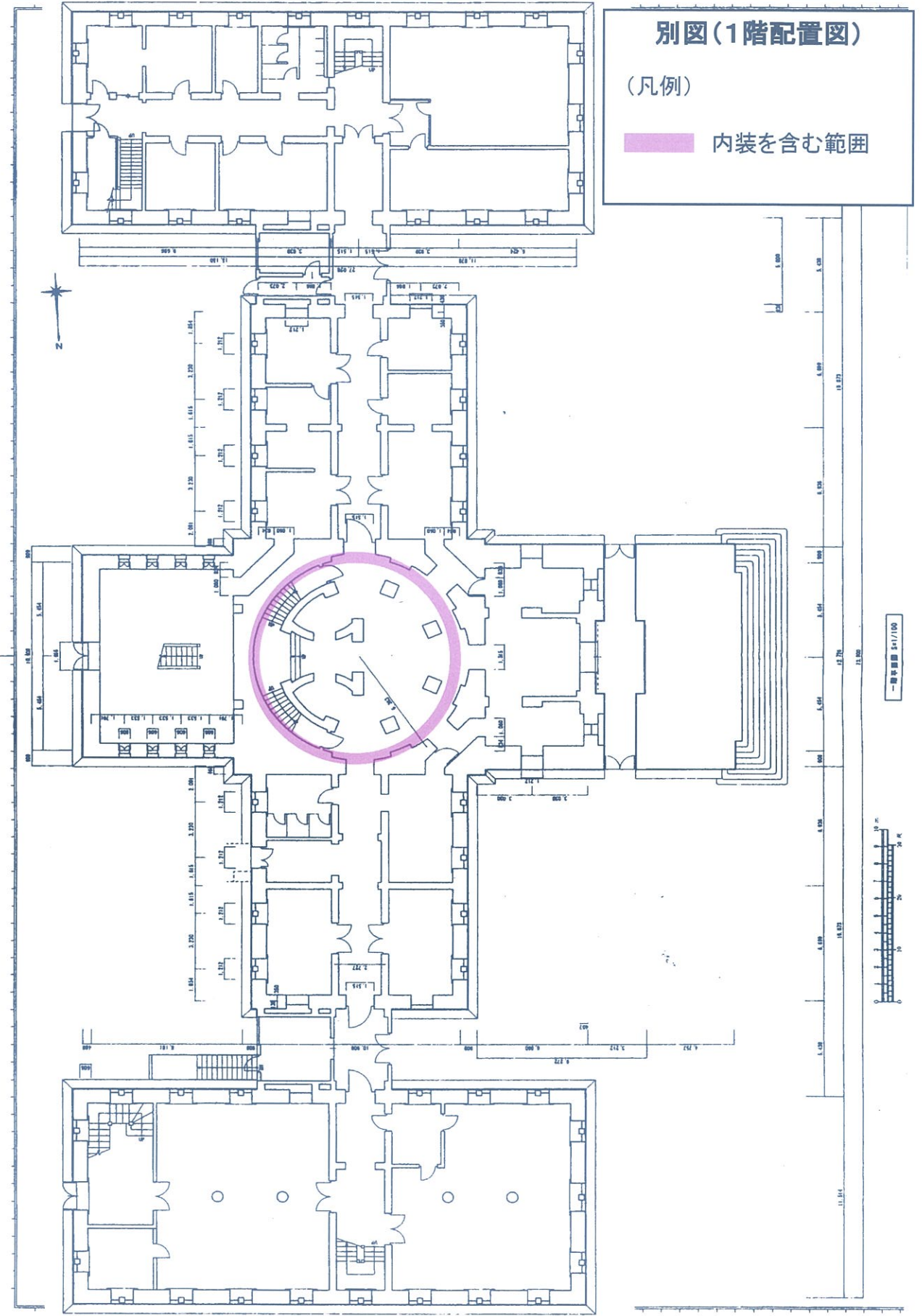
展開図

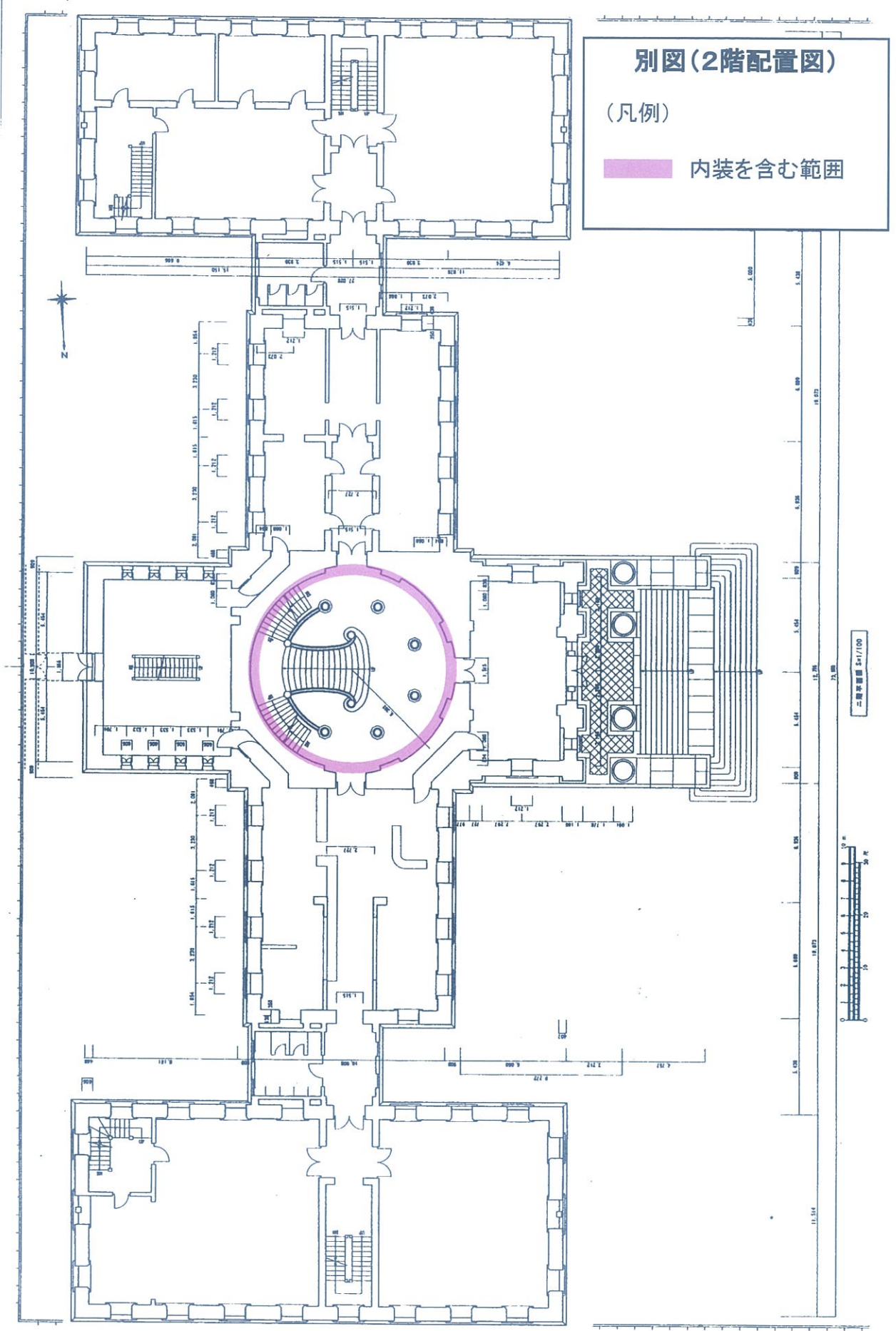


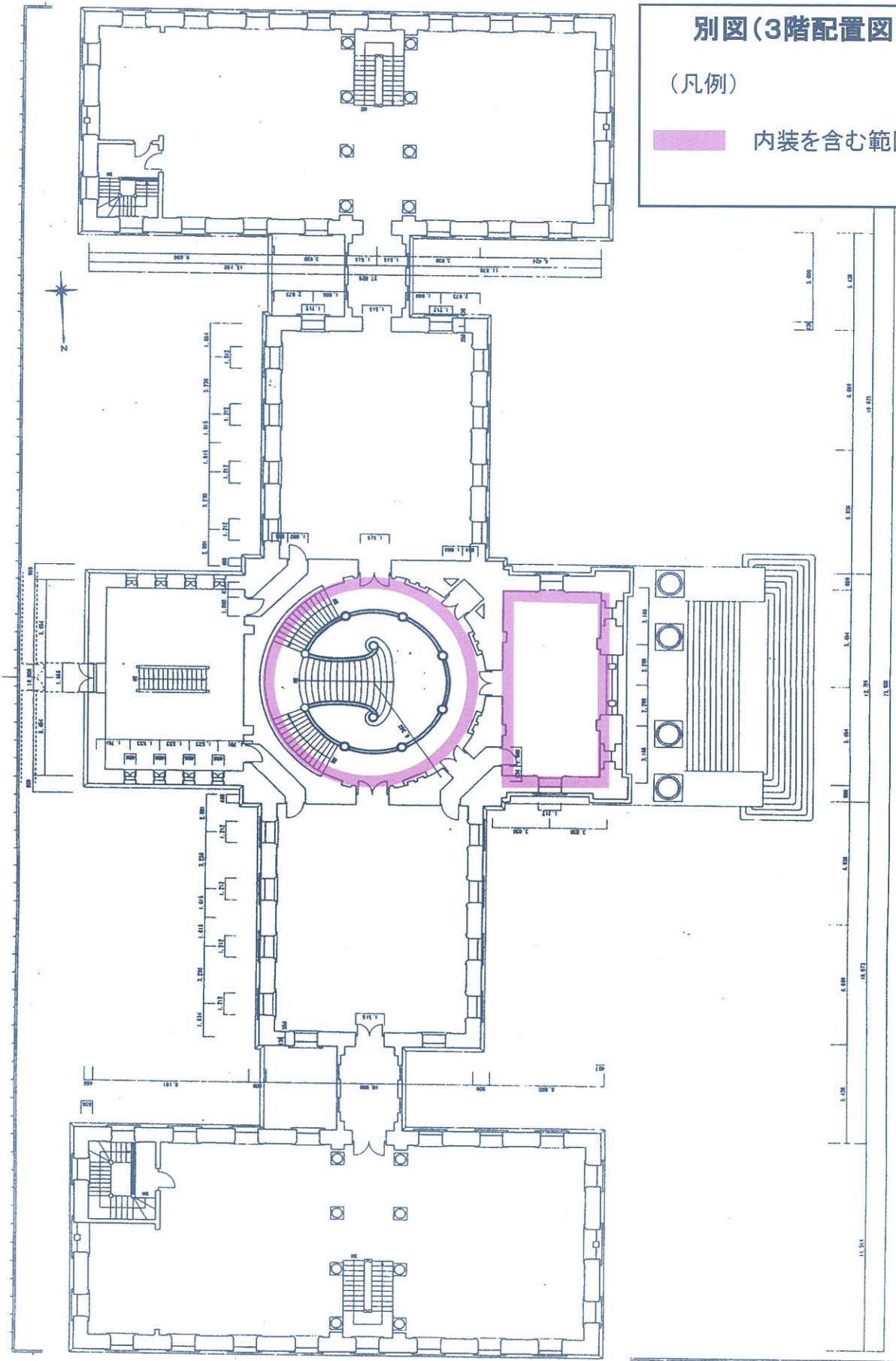
北面



東面







保存管理区分図

(凡例)

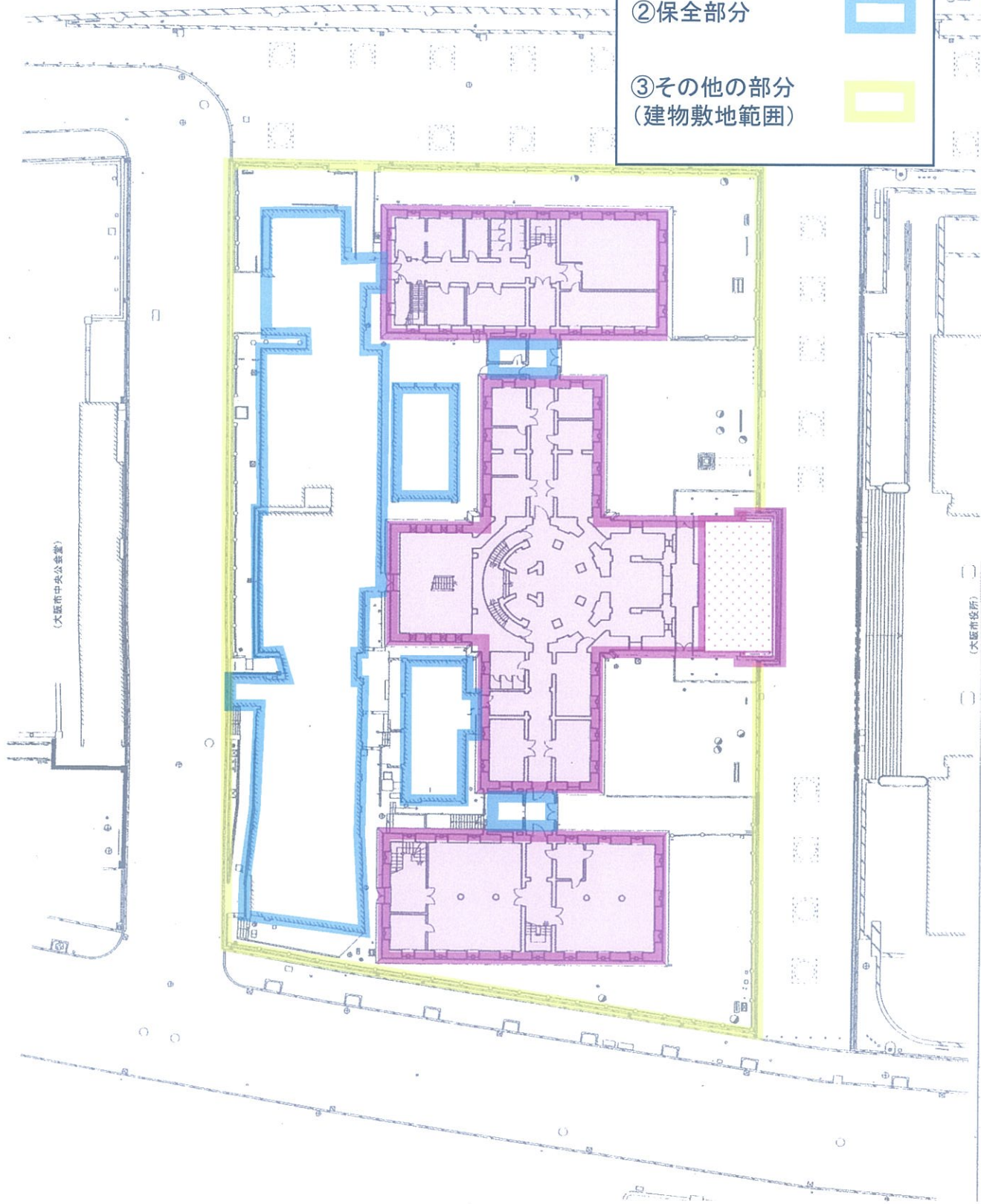
①保存部分
(指定外の主要
構造物  含む)



②保全部分



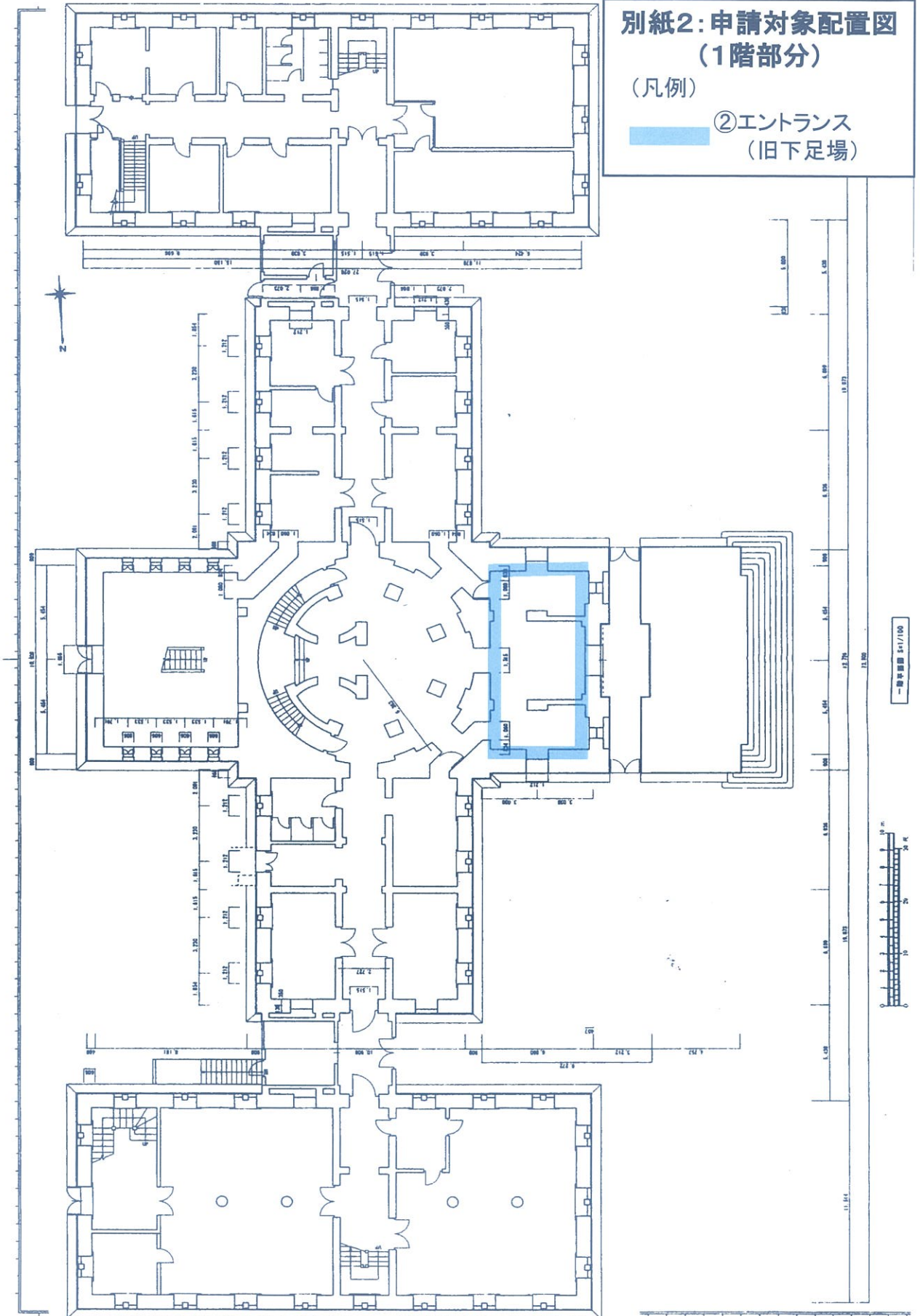
③その他の部分
(建物敷地範囲)



別紙2:申請対象配置図
(1階部分)


(凡例)

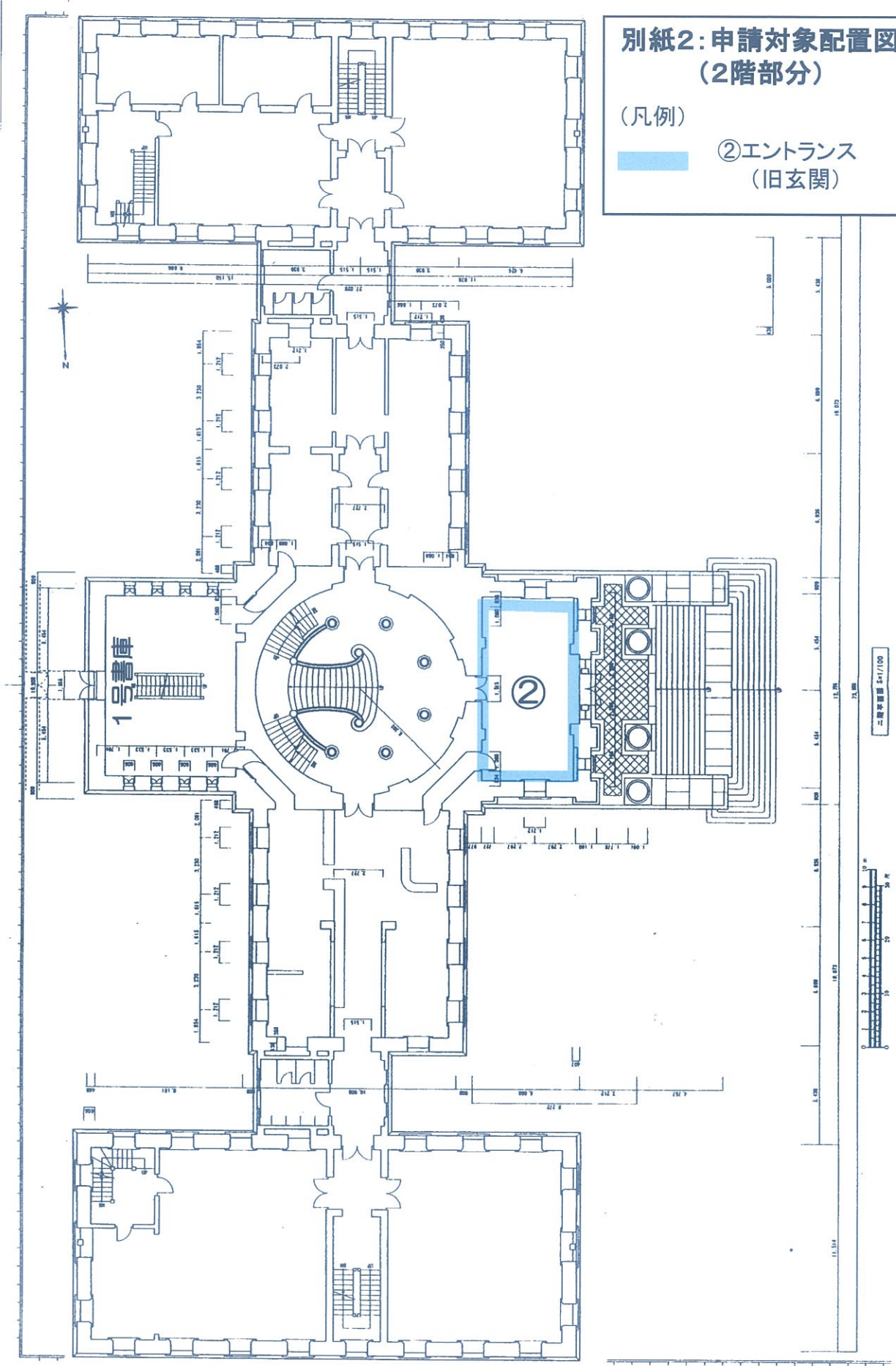
②エントランス
(旧下足場)



**別紙2: 申請対象配置図
(2階部分)**

(凡例)

 ②エントランス
(旧玄関)



別紙2:申請対象配置図
(3階部分)

(凡例)



①中央ホール

